

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第二十七号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、心身障害者福祉センター及び視覚障害者福祉センター」を「心身障害者福祉センター、視覚障害者福祉センター、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所」に改める。

第三条第二項中「鼻そ」の下に「豚熱」を加える。

第六条の二第三項の表3の項中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、同表4の項中「三千円（人事委員会が定める場合にあつては、三千四百円）」を「二千七百元」に改める。

第十二条の十二第一項中「農林部農村振興課、農林振興事務所」を「農林振興事務所、食と農の振興部農村振興課」に改め、「及び」を削る。

第十二条の十三第一項中「くらし創造部景観・環境局環境政策課、廃棄物対策課及び景観・環境総合センター」を「水循環・森林・景観環境部環境政策課、景観・環境総合センター、水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課」に改める。

第十二条の十九第一項中「奈良公園事務所、農林部農村振興課、林業振興課、森林整備課及び農林振興事務所」を「水循環・森林・景観環境部林業振興課及び森林整備課、農林振興事務所、食と農の振興部農村振興課並びに奈良公園事務所」に改める。

別表第一吉野土木事務所天川駐在所から黒滝村立学校給食共同調理場までの項中

学校

吉野郡川上村大字人知

吉野郡黒滝村大字寺戸

吉野郡天川村大字沢谷

吉野郡黒滝村大字寺戸

宇陀郡曽爾村大字小長尾

吉野郡黒滝村大字寺戸

天川小学校

黒滝小学校

曽爾小学校

天川中学校

黒滝中学校

曽爾中学校

川上中学校

天川小中学校

曽爾小中学校

を

に、

に、

を

に、

を

吉野郡川上村大字人知	宇陀郡曾爾村大字小長尾	吉野郡天川村大字沢谷

に改め、同表畜産技術センター研究開発第

下北山小学校	上北山小学校

二課から上北山村立学校給食センターまでの項中

吉野郡下北山村大字寺垣内	吉野郡上北山村大字河合

を

下北山小学校	
	吉

野郡下北山村大字寺垣内

に、「上北山中学校」を「上北山やまゆり学園」に改

める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。